

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、以下の追加型証券投資信託につきまして、信託を終了（繰上償還）することについて、異議申立て手続きを実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

- ・地球温暖化防止関連株ファンド
- ・地球温暖化防止関連株ファンド（3ヵ月決算型）
（以下、それぞれを「各ファンド」といいます。）

2. 信託終了（繰上償還）の理由

「地球温暖化防止関連株ファンド」は平成18年6月30日に、「地球温暖化防止関連株ファンド（3ヵ月決算型）」は平成19年7月25日にそれぞれ設定し、円換算したMSCI Global Climate Indexの動きを概ね捉える投資成果を目指した運用を行ってまいりました。しかしながら、各ファンドの連動対象である当該指数の算出が平成29年12月29日をもって停止されることとなりました。

このような状況に鑑み、信託約款上の運用の基本方針に則った運用の継続が困難となることから、弊社といたしましては各ファンドを繰上償還することはやむを得ないものと判断いたしました。

3. 信託終了（繰上償還）までの日程について

- ・受益者および受益権口数の確定日 : 平成29年8月15日
- ・異議申立期間 : 平成29年8月15日～平成29年9月14日
- ・繰上償還の可否判断日 : 平成29年9月15日
- ・買取請求期間 : 平成29年9月21日～平成29年10月10日
- ・繰上償還日（予定） : 平成29年11月10日

4. 異議申立て手続きについて

平成29年8月15日現在の受益者で、上記の信託終了についてご異議のある方は、平成29年8月15日から平成29年9月14日までに、各ファンドの委託者である弊社に対し書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議申立てされた受益者の受益権の口数が、平成29年8月15日時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、平成29年11月10日をもって各ファンドの繰上償還を行います。

この場合、異議申立てをされた受益者は、買取請求期間中に、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が買取請求書を受理した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額）で、各ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

平成29年8月15日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
アセットマネジメントOne株式会社